

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備及びFinTechによるイノベーションを促す新たな規制・制度環境の整備	
担当部局	経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課	電話番号: 03-3501-2302 e-mail: kappannhou@meti.go.jp
評価実施時期	平成28年10月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>&lt;規制の目的及び必要性&gt;</p> <p>近年、カード決済の拡大に伴い、クレジットカード加盟店によるネットでの悪質取引等、消費者トラブルが増加している。また、セキュリティ対策が不十分な加盟店を狙った不正アクセスにより、カード情報の漏えいが拡大し、これに伴う偽造カードや本人になりすました不正使用による被害も増加している。2020年に向け、インバウンド需要をさらに取り込むため、安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備が必要とされている。</p> <p>FinTech企業が決済代行業に参入し、新たなIT技術により、決済サービスの低コスト化やワンストップ化などの加盟店の多様なニーズに対応することで、加盟店の裾野を拡大する等、クレジット取引の構造変化が起きている。FinTechによるイノベーションを促す新たな規制・制度環境の整備が必要とされている。</p> <p>&lt;規制見直しの内容&gt;</p> <p>(1)加盟店管理 加盟店に対してクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約の締結をする者(以下「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」という。)について登録制を導入する。 また、登録を受けた「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に対し、クレジットカード番号等の「適切な管理」や「不正な利用の防止」を図るための調査等を義務付ける。 具体的には、加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理又は利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止に支障を及ぼすおそれの有無等の調査を求め、当該おそれがあると認める場合には、必要な措置を講ずることや調査を行った場合の調査記録の作成・保存等を義務付ける。 なお、本来的には加盟店契約会社の業務である加盟店管理について、決済代行業者も「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」として登録を受けることができることとし、技術力・信頼度の高い決済代行業者による法的位置づけの獲得を可能とすることで、決済代行業者と既存の加盟店契約会社との競争促進を図る。</p> <p>(2)セキュリティ対策 従来、カード発行会社及び加盟店契約会社のみ課されていたクレジットカード番号等の適切な管理義務及び自らの委託先におけるクレジットカード番号等の適切な管理を図るための委託先への指導等の義務について、加盟店に対しても同様に義務付ける。 また、加盟店に対し、偽造カード・なりすまし対策等、クレジットカード番号等の不正な利用を防止するための措置を講じることを義務付ける。具体的には、対面決済については決済端末のIC対応化、非対面決済についてはパスワードによる本人認証などの措置を想定している。</p> <p>(3)消費者への適正な情報提供の実施 現行法でクレジットカード利用時において加盟店に課されている書面交付義務に代えて、情報提供義務とする(ただし、消費者の求めがあった場合には書面交付を行うこととする)。また、加盟店が提供する情報項目のうち、「商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期」は、契約の締結時に商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供を行う場合に、「契約の解除に関する事項」は特約が加盟店とカード利用者との間にない場合に、省略可能とする等の見直しを行う。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	<p>割賦販売法 改正案第30条の2の3第4項及び第5項(書面の交付等) 改正案第35条の16(クレジットカード番号等の適切な管理) 改正案第35条の17の2(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録) 改正案第35条の17の8(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等) 改正案第35条の17の15(クレジットカード番号等の不正な利用の防止)</p>	

想定される代替案	<p>(1)加盟店管理 自主規制団体を通じて、加盟店契約会社及び決済代行業者に加盟店管理を行わせる自主規制を設ける。</p> <p>(2)セキュリティ対策 カード情報を保有する全ての事業者に対して、ガイドライン等を通じて、クレジットカード番号等の適切な管理をすべきことを周知する。また、加盟店に対し、ガイドライン等で定める基準に従って、カード等の不正な利用を防止するための措置を講じるべきことを周知する。</p> <p>(3)消費者への適正な情報提供の実施 クレジットカード決済による販売契約等を締結した際には、加盟店に一定の事項を記載した書面の交付を求めている(個別の承諾があった場合のみ電磁的方法が可能。)と、<b>「書面交付」に代えて、「情報提供」を求めることとし、購入者等が特に書面の交付を求めたとしても、書面を交付する必要はないものとする。</b></p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>(1)加盟店管理 登録を受けた「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」(200社以上を想定)に、加盟店管理及び内部管理体制の整備を行う費用が発生する。</p> <p>(2)セキュリティ対策 全国で340万事業所以上とも言われている加盟店に、情報漏えい対策を行う費用が発生する。また、加盟店に不正使用対策(対面は偽造カード、非対面はなりすまし防止等)を行う費用が発生する。 (不正使用対策の例)＜対面＞ 決済端末のIC対応化、＜非対面＞ パスワードによる本人認証等</p> <p>(3)消費者への適正な情報提供の実施 特に発生する費用は想定できない。</p>	<p>(1)加盟店管理 200社以上にのぼる自主規制団体に所属している加盟店契約会社及び決済代行業者に、加盟店管理及び内部管理体制の整備を行う費用が発生する。</p> <p>(2)セキュリティ対策 番号管理に係るガイドラインを遵守した場合には、加盟店に情報漏えい対策及び委託先の指導等を行う費用が発生する。また、不正使用対策に係るガイドラインを遵守した場合には、加盟店に不正使用対策を行う費用が発生する。しかし、任意の措置であることから、事業者が企業経営等の観点から必要と認める範囲内で投資を行うことになるため、追加費用は限定的である。また取り組まない場合には、追加費用は発生しない。</p> <p>(3)消費者への適正な情報提供の実施 特に発生する費用は想定できない。</p>
(行政費用)	<p>(1)加盟店管理 国において、「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」の登録・審査、遵守状況の検査・監督のための費用が発生する。</p> <p>(2)セキュリティ対策 特に発生する費用は想定できない。</p> <p>(3)消費者への適正な情報提供の実施 特に発生する費用は想定できない。</p>	<p>(1)加盟店管理 特に発生する費用は想定できない。</p> <p>(2)セキュリティ対策 国において、ガイドライン等の作成、周知の費用が発生する。</p> <p>(3)消費者への適正な情報提供の実施 特に発生する費用は想定できない。</p>
(その他の社会的費用)	特に発生する費用は想定できない。	<p>(1)(2) 特に発生する費用は想定できない。</p> <p>(3)消費者への適正な情報提供の実施 書面交付義務を撤廃することで、一定割合存在する、書面による情報提供を望む消費者への情報提供が確保されない。</p>

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>(1)加盟店管理 現状、約6万件(平成27年)の消費者相談件数(※)があるところ、登録を受けた「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」が加盟店管理を行うことで、クレジットカード加盟店によるネットでの悪質取引等、消費者トラブルが減少。安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備により、カード利用に関し、訪日外国人の安心確保により、インバウンド需要をさらに取り込むことができる。 ※相談1件あたりの購入金額は約18万円(平成25年)</p> <p>(2)セキュリティ対策 加盟店のセキュリティ対策強化により、カード情報の漏えい(平成27年:約13万件的番号等流出)が減少し、これに伴う偽造カードや本人になりすました不正使用による被害(平成27年:約120億円)も減少。安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備により、カード利用に関し、訪日外国人の安心確保により、インバウンド需要をさらに取り込むことができる。</p> <p>(3)消費者への適正な情報提供の実施 提供する情報項目の絞り込みと提供方法の柔軟化に伴う店頭オペレーションのスマート化により、FinTech企業による消費者にとって利便性の高い新たな決済サービスの普及が促進される。一方で、消費者の求めがあった場合には書面交付を行うこととするので、事業者にとっては引き続き書面交付による制約が部分的に残る。</p>	<p>(1)加盟店管理 任意の取組により消費者トラブルの減少等の効果が一定程度見込まれるが、自主規制団体に加入していない加盟店契約会社及び決済代行業者に加盟店管理を遵守させることができず、そうした事業者が規制の抜け穴になり、加盟店がシフトする可能性があることから、その効果は限定的。</p> <p>(2)セキュリティ対策 ガイドライン等の周知により事業者の自主的なセキュリティ対策が行われる可能性はあるが、あくまで自主努力に委ねられているため、効果は限定的。</p> <p>(3)消費者への適正な情報提供の実施 書面交付義務の撤廃に伴う店頭オペレーションのスマート化により、FinTech企業による新たな決済サービスの普及を促進することができる一方で、電子的方法により受け取る手段を有さない消費者にとっては不利益が生じる。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>加盟店契約会社や決済代行業者は、加盟店に対してクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約の締結により加盟店の番号等の適切な管理及び不正利用の防止等に重要な役割を果たしているが、割賦販売法の規制対象ではなかった。改正案によりこのような加盟店契約会社や決済代行業者に加盟店管理を義務付けるとともに、加盟店にセキュリティ対策を義務付けることで(平成27年:約13万件的番号等流出)及び不正使用被害(平成27年:約120億円)や、悪質取引等の消費者トラブル(平成27年:約6万件)が減少することが見込まれる。</p> <p>また、登録制度の導入により加盟店契約会社と同等の体制を持つ決済代行業者(FinTech企業等)に法的位置付けを与えるとともに、書面交付義務について、情報提供義務に代えた上で提供する情報項目の合理化を行うことで、技術力・信頼度の高い決済代行業者による独自の技術を活かした利便性の高い新たな決済サービスの普及が期待される。よって、定期的に、又は必要に応じて(例:1年間に1回)行う加盟店調査やセキュリティ水準の高い決済サービスの導入など、事業者や行政機関に追加負担費用が発生しうると考えられるが、消費者における改正案による便益は大きく、社会全体で見れば便益はその費用を上回ると考えられる。</p> <p>他方、代替案のうち(1)(2)については、悪質取引等、消費者トラブルや、カード情報の漏えい及び不正使用被害が減少せず、技術力・信頼度の高い決済代行業者による独自の技術を活かした利便性の高い決済サービスの普及促進を図ることができない恐れがあり、便益が限定的であると考えられる。また、(3)については、店頭オペレーションのスマート化により、FinTech企業による新たな決済サービスの普及を促進し、取引情報の電子データ化を促進し、他分野のFinTech企業のためのビッグデータを充実させることができるが、一定割合存在する、書面による情報提供を望む消費者への情報提供が確保されない恐れがあるため、社会的費用が発生しうる。</p> <p>先述のとおり、安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備及びFinTechによるイノベーションを促す新たな規制・制度環境の整備が必要であり、この実現のためには、改正案を講ずることが適切であると考えられる。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>平成26年から平成28年にわたり、クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上について、産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会において検討してきた。</p> <p>平成27年7月3日には、クレジットカード取引におけるオファス化等の機能分化(アンバンドリング化)といったクレジットカード取引の基盤にかかわる大きな構造変化の潮流を踏まえ、クレジットカード取引システムの健全な発展を図り、クレジットカードを利用する全ての消費者の利益向上につなげるため、クレジットカード取引を利用することで便益を受ける消費者の利益保護と、消費者トラブルの未然防止や救済による消費者の利益保護の両立に配慮しつつ、政府に対してオファス取引の一般化という取引構造の変化に対応した制度整備等を要請する報告書がとりまとめられた。</p> <p>また、平成28年6月2日には、セキュリティに係るリスクの急速な高まりや移動可能端末等決済事業者等に代表されるFinTechの活用可能性の拡大といった状況を踏まえ、消費者保護及び産業政策上の観点から、クレジットカード取引システムの健全な発展を図り、クレジットカードを利用する全ての消費者の利益向上につなげるため、割賦販売法の改正等に係る基本的方向性を示した平成27年報告書の追補版がとりまとめられた。</p>	

レビューを行う時期又は条件	この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
備考	